

令和5年度 第2回 廿日市市協働によるまちづくり審議会 会議要旨

- 1 日 時：令和6年3月15日（金） 18：30～20：00
- 2 場 所：廿日市市役所7階会議室
- 3 出席委員：7人（50音順）
石川夏香、中西暁美（リモート）、林田隆幸、村上恭子、山川肖美、
山崎幸、吉田麗（リモート）
欠席委員：7人
事務局：地域振興部 棚田部長
地域振興課 川崎課長、黒田課長補佐、齋藤主事
傍聴者：0人

（次第）

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
協働によるまちづくり基本条例の検証について
- 4 その他
- 5 地域振興部長挨拶
- 6 閉会

（配付資料）

- (1) 会議次第
- (2) 資料1－1 協働によるまちづくり基本条例の改廃の検証スケジュール
（当日配付資料No.1）
- (3) 資料1－2 協働によるまちづくり基本条例検証の視点
- (4) 資料2 廿日市市協働によるまちづくり基本条例検証シート
- (5) 参考資料1 総務省「令和3年度情報通信白書」（抜粋）
- (6) 参考資料2 第1回協働によるまちづくり審議会においてプロセス評価いただいた事業についての報告（当日配付資料No.2）

1 開会

〔事務局〕

第2回審議会を開会する。協働によるまちづくり審議会規則第3条第3項の規定により、委員14名中7名の出席で過半数に達し、会議が成立している。協働による

まちづくり基本条例第 17 条第 4 項の規定により、本日の会議の内容は公開する。終了時刻は 20 時を予定している。よろしくお願いします。

2 会長あいさつ

〔会長〕

年度末でお忙しい中、また夜遅くにお集まりいただき、ありがとうございます。

それぞれご自身の暮らしやすさがあると思うが、私自身暮らしやすいまちには、安心していられる場所、自分の出番がある場所があると考えている。この居場所づくりと出番づくりは、協働によるまちづくりの中で大切な考え方であり、実践されるとよいと思っている。本日は、暮らし続けたいと思うまちの姿と協働を結びつけながらご議論いただけたらと思っている。よろしくお願いします。

〔事務局〕

議事に入る前に、「資料 1－1 協働によるまちづくり基本条例の改廃の検証スケジュール」について説明する。

(資料 1－1 について説明)

3 議事

〔事務局〕

それでは、協働によるまちづくり審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、議事の進行を会長にお願いします。よろしくお願いします。

〔会長〕

今後のスケジュールを説明いただいた通り、今回で条例の検証が最後になる。5 月には本日の結果をもって答申するため、ぜひ議論を尽くしていただきたい。

では、現段階での廿日市市協働によるまちづくり基本条例の検証について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕

条例の検証について説明する。

(資料 1－2、資料 2 について説明)

〔会長〕

確認だが、今日の議論のゴールはどこまでか。

〔事務局〕

本日は示した視点などを含め、条例が今の情勢に適しているかといった意見をいただきたい。

〔会長〕

廿日市市の総合計画の変更と、本日の審議会での意見を受け、条例を変更・規定する前段階として条例改正の方向性について、意見を集約しておきたいということによろしいか。

〔事務局〕

よい。令和8年度から次期総合計画が始まるため、その変更に合わせてこの条例も改正等を考えていきたい。

〔会長〕

承知した。最初にA委員の意見を伝える。

市役所視点の考えは反映されているが、市民視点のまちづくりへの考えがやや薄い。市民視点のまちづくりが推進されると、協働によるまちづくりも促進されるのではないか。市民視点の具体例として、学校の先生や、公益財団、例えば芸術振興事業団などがもっとまちづくりに参加すると良いのではないか、という意見をいただいている。

それでは、他の方から意見をいただく。

〔B 委員〕

第1条について、地域自治を推進し、繋がりを大切にするだけでなく、1人ひとりが自分らしく幸せに生きる、幸せに生活するといった文言が入った方がいいのではないか。

〔会長〕

地域自治を推進することが目的となっているため、そこに1人ひとりの幸せをいれていきたいということに賛成する。

他にご意見はあるか。

〔C 委員〕

個人の幸せにはウェルビーイングも関連してくると思う。個人の幸せも含め、ウェルビーイングに大きな含みを持たせるようにすれば、行政と市民の視点が合わさるのではないか。

〔会長〕

ウェルビーイングは個人の幸せに加え、社会的、経済的にまちが幸せな状態になる両存を指している。ウェルビーイングには様々な定義があるので、2人の委員がおっ

しゃったことが盛り込まれるような言葉の使い方を提案として覚えておいていただきたい。

他はいかがか。

〔C 委員〕

「廿日市市民」の定義から考えていく必要がある。廿日市は広島市のベッドタウンとなっているため、様々な方が生活されており、境界を引くことはできない。多様な人材育成のため、幅を広げてもいいのではないか。

〔会長〕

廿日市に住んでいる、納税している、といったことだけでない表現を考えてほしい。例えば、ふるさと納税を納めている方も応援団だと思う。応援している方を入れてもよい。むしろ、入れることでふるさと納税を納めることや、ふるさと納税先を都市に住んでいる方たちがつくることもできるため、「廿日市市民」の幅を広げることに賛成する。表現をどのようにするか考えることは必要だと思う。

まちづくりの担い手不足について言及があるが、実際にまちづくりの担い手をされて、後継者不足、人材不足は感じているか。このようなことが条文に反映されているか、ということについてはいかがか。

〔C 委員〕

地域支援員も地域の方を多く巻き込み、地域の方と繋がっている。そういう方の繋がりも必要。また、第一線から引退されても、自分の生きがいを地域づくりに活かせばいいのではないか。

浅原は非常に活性化されており、よい成功事例であるため、取り入れることができる場所は取り入れたらよい。

〔会長〕

地域支援員等すでに活躍されている方々もしっかりとまちづくり人材として位置付けていくこと、実際に先行している地域の知恵を共有できるようにすることも必要だと思う。

吉和はいかがか。

〔D 委員〕

吉和は人口が 500 人程度。高齢化率は 50%を超えているのではないかと思う。一時、戻って来る方も多かったが、働く場所がない。吉和の教育を受けさせたいと戻る方もいるが、地域の方に協力していただいていた活動の継続が難しくなり、他の学校と変わらない教育になったため、住みやすい方へ出ていく方も増え、活性化に繋がっていない。

〔会長〕

そうした状況を少し改善するためには、こういった協働があるとよい。

〔D 委員〕

現在、学校で行っていたイベントを個人が集まって実施している。子どもに自分で生きていく力をつけてもらうため、興味があることは全部やらせたいと考えているが、保護者の理解を得られないこともある。子どもは小・中学校合わせて 42 人から 45 人程度で、存続できるかもわからないが、地道に続けていきたいと考えている。

〔会長〕

ご自身の活動を少し振り返っていただくと、コロナを経て変化していると思う。その点が条例にしっかりと反映されていなければ、要望の部分で行政と一緒にやるという視点が落ちてくる。それぞれの立場から見て、あったらなっていることを入れていきたい。

D 委員の発言の中に大切なことがいくつかあった。例えば、働く場所と良質な教育、あるいは特徴的な教育がなければ、地域自治は続かないということ。そのような方々に必要な協働が反映されているか。

また、1 人ひとり得意分野は異なるため、それを出し合い、活用することも協働である。1 人ひとりが幸せに暮らす場所があるだけでなく、少し力を出してもらうことも必要になるのではない。

他はいかがか。

〔C 委員〕

高齢者の方が持っている自分の力を発揮してほしい。自分ができることを自ら発信し、地域の繋がりをつくっていけばよいのでは。年配の方にもパワーがある。小さなコミュニティで年配の方も活躍できる場を作っていけばよい。

〔会長〕

第 10 条「まちづくりに関わる人材の育成」に、「市民がまちづくりに関わる市民を育成する」、「市は市民の人材育成に対し必要な支援を行う」とあるが、市民が市民を育成することがなにか、具体的に読み取れない。力を引き出す場を作る、小さなコミュニティを作る、ということが今必要だと思う。

市民の定義もあると思うが、廿日市の中での地域間の行き来による協働の視点もあってよいのでは。

〔E 委員〕

確かに高齢者のパワーは非常にあり、頑張っておられる。そのパワーを出さない人々をどう引っ張り出すかが非常に難しい問題。多様化ということで、協働に関わらない方が個人の幸せがあるという考えもある。

コミュニティでは次の人材育成の方法を考えている。地域の小学校は接点があるが、中学校、高校となるにつれて接点が薄くなる。そこを集めることが人材育成になるのではないか。

〔会長〕

第10条は丁寧に議論する必要があるそう。

力を引き出すことで言うと、高齢の男性が本気でパンを作る「パンじい」という取り組みがある。神戸で実施されており、最近大竹の玖波公民館でも行われている。この取り組みをきっかけに、「パンじい」のユニフォームを作ろうと女性たちが集ってカフェプロンを作り、子どもたちも一緒に取り組むカフェを開設したという事例もある。市の支援を出てこない人が出たくなる、出ていった方が得だと思える、そういう場をつくることから入れていくということもあるのではないか。

1人で過ごす方が好きだっていう人も増えている中、1人ひとりの幸せがあつての地域自治ということを入れることで、そこへの配慮も出てくる可能性がある。

〔A 委員〕

発達障害の子がおり、まちづくりでは地域間のつながりが重要だと感じている。周りの方の理解がないとしんどい時がある。複雑な状況を背負っている家族はたくさんいると思うので、温かい地域であると住みやすい。

〔会長〕

多様化の中に障がいがある。温かいまちとはなにか、ということをして障がいがない人の目線で作りつつあるような気もする。先ほどから1人ひとりが幸せであることが前提での地域に話に移っている。1人ひとりの姿を念頭に置きながら条文を考えていきたい。

〔F 委員〕

民生委員の方が、月に1回、市民センターや集会所でお茶とお菓子と食べられる「いきいきほっとカフェ」をやっている。最初は少なかったが、最近は子どもから高齢者まで多くの方が参加している。そこで家庭の事情がわかったり、悩みや情報共有ができたりする。

子どもたちは小学校を卒業すると地域の行事には参加しなくなる。カフェを通じて、子どもたちを少しずつ地域のイベントに誘ってみるなどしている。子どもが参加すると大人も参加してくれるので、そこでも繋がりができる。

自治会のなかには月一回、高齢者の方が子どもたちを集めて、そうめん流しや講座の開催などさまざまな活動をする「どんぐりクラブ」もある。コロナになり、このクラブの会員は常に満員状態である。昔の遊びやしめ縄の作り方など、高齢者の方に教えていただかないとわからないことがある。地域の方ができる方を呼んでくるので、そこで繋がりができる。廿日市市外からもたくさんの方が参加している。口コミで広がっていくコミュニティのようではあるが、少しずつ浸透している。そのようなコミュニティが広がると、楽しいまちづくりになるのではないかな。

繋がりを大切にするには口コミが大切ではないかと思う。広島市などからの参加者も多いので、廿日市にこだわらなくてもよいと思う。

〔会長〕

条例ではお金はどのようなになっているのか。

〔事務局〕

具体的にお金について記載はないが、第10条でまちづくりに対しての支援を行っていくというので、交付金などを予算化していくことになっている。

〔会長〕

お金についても書いてあるとよい。

子どもたちが楽しめると、その人達が高校生、大学生になったときに、ちょっとお世話になったから戻ってみようとなる可能性もある。普段から若者が参加していないと、人材育成のための講座にも参加しない。普段から付き合いがある人の話はしっかり聞ける、普段から行っている場所だったら行きやすいからそこで何かをやってみようというようになる。居場所づくりや人材の発掘といった視点も入った方がよい。

場を作る、小さいコミュニティを作る、応援する、年齢・国籍・障がいの部分など関係なくやっていけるようにする、地域で子育てしあうといった視点も必要。その視点でいうと、現在の条例は、少し敷居が高くなっているかもしれない。

他にご意見がなければ議事を完了する。

以上で議事を完了し、進行を事務局にお返しする。

4 その他

〔事務局〕

当日配付資料N o. 2、第1回協働によるまちづくり審議会において、プロセス評価いただいた事業についての報告について説明する。

(当日配付資料N o. 2について説明)

また、皆さんの任期が令和6年5月31日で満了になっているため、改選を実施する。条例18条2項に基づき、任期は3年まで、再任は連続で3期までとなっている。これに該当する委員が1名いらっしゃる。

委員さんは全員改選となる。4月に市広報やホームページ、各支所、各市民センター等に募集要領等を設置し、公募する。5月に選考し、6月に委員委嘱、審議会の開催を予定しているので、よろしくお願いします。

最後に、地域振興部長よりご挨拶を申し上げます。

5 地域振興部長あいさつ

〔地域振興部長〕

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

価値観の多様化は生活形態や生活様式の多様化から来ており、それがウェルビーイングという言葉に繋がっているのではないかと考えている。地域振興部内では、協働は高尚なものでなく、身近なものであること、繋がっていくこと＝協働ということもあるという話をさせてもらっている。

令和6年度から市民センターの基本方針を策定に取りかかる。地域特性を生かすことが重要ではないかと考えており、条例7条、8条あたりをもう少し強く訴えるような条例にするよう、次は検討する必要があるのではないかと話もしている。

本日皆さまからいただいた意見を整理させていただき、5月に答申に持っていきたいと思っている。引き続き、よろしくお願いします。

6 閉会

〔事務局〕

以上で第2回審議会を閉会する。本日はありがとうございました。